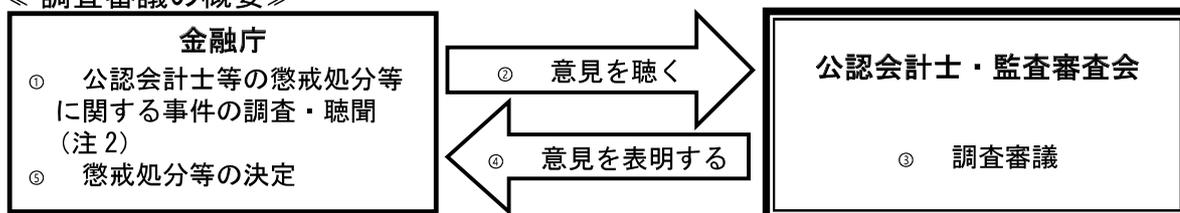


第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

≪ 調査審議の概要 ≫



- （注1）懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。
- （注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

2. 事案の概要

平成29年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は3件であり、それらの概要は以下のとおりである。

≪ 審議状況 ≫

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第312回審査会（29年4月13日）	公認会計士3名
事案2	第321回審査会（29年9月14日）	アスカ監査法人 公認会計士2名
事案3	第326回審査会（29年11月7日）	公認会計士1名

事案1

税理士法第46条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（3名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判

断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 29 年 4 月 20 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

- ・ 公認会計士 1 名
業務停止 4 月 (平成 29 年 4 月 21 日から平成 29 年 8 月 20 日まで)
- ・ 公認会計士 1 名
業務停止 2 月 (平成 29 年 4 月 21 日から平成 29 年 6 月 20 日まで)
- ・ 公認会計士 1 名
業務停止 1 月 (平成 29 年 4 月 21 日から平成 29 年 5 月 20 日まで)

(2) 処分理由

各公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、税理士業務の停止処分 (8 月、3 月、2 月) を受けた。この事実は、法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 2

株式会社メディビックグループ (以下、「メディビック G 社」という。) の平成 26 年 12 月期における財務書類の監査について、監査証明を行ったアスカ監査法人及び同監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士 (2 名) に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 29 年 9 月 22 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) アスカ監査法人

ア 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3 月
(平成 29 年 9 月 25 日から平成 29 年 12 月 24 日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

イ 処分理由

アスカ監査法人の社員である下記 2 名の公認会計士が、メディビック G 社の平成 26 年 12 月期における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

(2) 公認会計士 (2名)

ア 処分内容

- ・ 公認会計士 1名
業務停止 3月 (平成 29 年 9 月 25 日から平成 29 年 12 月 24 日まで)
- ・ 公認会計士 1名
業務停止 1月 (平成 29 年 9 月 25 日から平成 29 年 10 月 24 日まで)

イ 処分理由

上記 2 名の公認会計士は、メディビック G 社の平成 26 年 12 月期における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

事案 3

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士 (1 名) に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 29 年 11 月 10 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

業務停止 2 月 (平成 29 年 11 月 11 日から平成 30 年 1 月 10 日まで)

(2) 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、3 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。